

○国際平和協力隊の隊員賞じゅつ規程

〔平成26年7月24日〕
〔内閣府訓令第38号〕

改正 平成28年3月16日内閣府訓令第4号

(総則)

第1条 国際平和協力隊の隊員(以下「隊員」という。ただし、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第14条第1項及び第2項に規定する者を除く。)が、国際平和協力業務に従事するに当たり、危害又は災害を受けることが予想されるにかかわらず、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡し若しくは障害の状態になったときは、この訓令の定めるところにより賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類)

第2条 賞じゅつ金の種類は、殉職者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金とする。

(殉職者賞じゅつ金)

第3条 殉職者賞じゅつ金は、2,520万円以下とし、別表第1に定める功績の程度により、同表に定める金額を授与する。

(殉職者特別賞じゅつ金)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、隊員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される場所に赴き、危害又は災害を受けることが予想されるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、別表第1に定める功績の程度1に該当した場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。
- 2 殉職者特別賞じゅつ金の減額については、別表第1「殉職者賞じゅつ金」の欄中の減額に関する規定を準用する。
 - 3 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、前条に定める殉職者賞じゅつ金は授与しない。

(賞じゅつ金を授与される者)

第5条 殉職者賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金は、隊員の遺族に授与す

るものとし、その遺族の範囲及び順位は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の5及び第17条の6第2項の例による。

（障害者賞じゅつ金）

第6条 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表第2に定める功績及び障害の程度により、同表に定める金額を授与する。

2 前項の障害とは、国家公務員災害補償法第13条第2項に規定する第1級から第8級までの障害等級に該当する障害を指し、その程度は、同項後段の規定による人事院規則の定めによる。

（賞じゅつ金の授与）

第7条 賞じゅつ金の授与は、内閣総理大臣が行う。

附 則 （平成26年7月24日内閣府訓令第38号）

- 1 この訓令は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 当分の間、この訓令による賞じゅつ金の額は、国及び地方公共団体が地方公務員に対し授与する額との権衡を考慮して、第3条、第4条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額に、100分の100に相当する額を加算して得た額とすることができる。

附 則 （平成28年3月16日内閣府訓令第4号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

別表第1 殉職者賞じゅつ金（第3条関係）

功 績 の 程 度	金 額
1 特に抜群の功労があり他の模範となると認められるもの	2,520万円
2 抜群の功労があり他の模範となると認められるもの	1,870万円
3 特に顕著な功労があると認められるもの	900万円以上 1,360万円以下
4 多大な功労があると認められるもの	490万円
これを受ける遺族が国家公務員災害補償法第17条の5第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、この2分の1に相当する額以内を減額することができる。	

別表第2 障害者賞じゅつ金（第6条関係）

功績の 程度 障害 の程度	(一) 抜群の功労 があり他の模範 となると認めら れるもの	(二) 特に顕著な功 労があると認めら れるもの	(三) 多大な功労 があると認めら れるもの
第1級	1, 870万円	1, 360万円以下 900万円以上	490万円
第2級	1, 550万円	1, 210万円以下 790万円以上	460万円
第3級	1, 360万円	1, 070万円以下 710万円以上	410万円
第4級	1, 210万円	950万円以下 640万円以上	360万円
第5級	1, 030万円	820万円以下 550万円以上	310万円
第6級	900万円	700万円以下 470万円以上	280万円
第7級	760万円	590万円以下 410万円以上	230万円
第8級	640万円	490万円以下 340万円以上	190万円

1 この表の等級又は金額の決定については、国家公務員災害補償法第13条第2項、第5項から第7項までの規定の例による。

2 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められるものであって障害の程度の等級が第1級に該当するものについては、第1級の最高額に190万円を加算することができる。